令和6年度
岐阜市サービス提供事業所研修会
（障害福祉サービス等対象）

令和6年6月26日（水）

岐阜市　障がい福祉課　指導係

GIFU CITY

資料2

事業所等運営に関する事項について

（指定基準等）【障害者】

GIFU CITY

≪目次≫

- 令和6年4月から義務化されたもの
- 意思決定の支援について
- 個別支援計画の共有について
- 訪問系サービス
- 施設系・居住支援系サービス
- 訓練系サービス
- 就労系サービス

≪障害福祉サービス等における横断的な事項≫

≪令和6年4月から義務化されたもの①≫

➢ **基準改正により、以下の項目が義務化されています。**
（経過措置が、令和6年3月で終了していますので、ご注意ください。）

項目	対象サービス	内容
感染症対策の強化	全サービス	**①委員会の開催** 訪問系：6ヵ月に1回以上 訪問系以外：3ヵ月に1回以上 **②指針の整備** **③研修の実施** 訪問系：年1回以上 訪問系以外：年2回以上 **④訓練（シミュレーション）の実施** 訪問系：年1回以上 訪問系以外：年2回以上
感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	**①業務継続に向けた計画等の策定** （＝業務継続計画（BCP）） **②研修の実施** **③訓練（シミュレーション）の実施**

≪令和6年4月から義務化されたもの②≫

【感染症対策の強化について】

（1）感染症対策委員会の定期的な開催

◆ 開催時期　・・・　概ね**3か月に1回**以上　＋　**感染症流行時期等を勘案して随時**
（訪問系の場合は、概ね6か月に1回以上）

◆ 専任の「感染対策担当者」を決めておく。

（2）指針の整備

◆　指針には「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定する。

≪令和6年4月から義務化されたもの③≫

【感染症対策の強化について】

（3）定期的な研修・訓練の実施

◆ 開催時期（研修） ・・・ **年2回以上** ＋ **新規採用時**
→訓練（シミュレーション）についても、年2回以上行ってください。

（訪問系の場合は、研修・訓練ともに 年1回以上）

◆ 研修・訓練の実施記録を作成する。

≪令和6年4月から義務化されたもの④≫

【業務継続に向けた取組ついて】

（1）業務継続計画（BCP）の策定

◆「**感染症に係るBCP**」と「**災害に係るBCP**」を策定すること。

→　一体的に策定してもOK。

→　各項目の記載内容は、
「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
を参照してください。

→　厚生労働省HP（以下）において、業務継続計画作成を支援するための**研修動画**や、**ガイドライン**が紹介されています。

URL　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

≪令和6年4月から義務化されたもの⑤≫

【業務継続に向けた取組ついて】

（2）業務継続計画（BCP）の周知、定期的な研修・訓練の実施

≪研修≫ ・・・ 業務継続計画の具体的な内容を職員で共有すること。

→ 研修の開催は、年1回以上 ＋ 新規採用時 （研修の実施内容は記録する。）

→ 感染症に関する研修と一体的に実施してもよい。

≪訓練（シミュレーション）≫

→ 実施の時期は、年1回以上。

→ 訓練では、**事業所内の役割分担の確認**や、**感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等**を実施する。
（机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。）

※障害者支援施設においては、研修・訓練ともに 年2回以上実施。

≪意思決定の支援について①≫

➢ 運営基準において、

事業所は、**利用者への意思決定の支援に配慮**することが明記されました。

≪運営基準条例より（抜粋）≫

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第27条
(2)　指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

✓ **サービス提供に関する本人の意向を把握し、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。**

✓ **把握した本人の意向は、サービス提供記録や面談記録等に記録する。**

≪意思決定の支援について②≫

【個別支援計画の作成等】

- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思決定をすることに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選考並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。

- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

（※解釈通知より）

≪意思決定の支援について③≫

- 解釈通知において、

  本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）について、規定されました。

≪解釈通知より≫

（**指定居宅介護の具体的取扱方針**）

⇒本人の意思に反する異性介助がなされないよう、

サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、

本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。

≪個別支援計画の共有について≫

➢ 運営基準において、

各サービスの個別支援計画を、**指定特定（障害児）相談事業所にも**

交付しなければならないこととなりました。

≪運営基準条例より（抜粋）≫

（居宅介護計画の作成）
第28条
2　サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、（途中略）当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して**指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者**（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）**に交付しなければならない。**

≪訪問系サービス≫

≪訪問系サービス≫

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする

暫定措置の廃止

→「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、
3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

→（行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件）
「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

≪施設系・居住支援系サービス≫

≪施設入所支援≫

【運営基準の見直し】

≪地域移行を推進するための取組の推進≫

→すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならない。

→**地域移行等意向確認担当者**　の選任、意向確認の指針の作成。
（令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化）
（指針には、地域移行等意向確認等の時期などを記載する。）
（国において、令和6年度中に指針の策定に係るマニュアルを作成予定とされている。）

→地域移行等意向確認担当者は、個別支援会議にも出席。

→地域移行等意向確認は、少なくとも6月に1回以上行うことが望ましい。

≪施設入所支援≫≪共同生活援助≫

≪地域との連携等≫

→**「地域連携推進会議」**を設置して、

・事業の運営に係る状況を報告　＋　必要な要望・助言等を聴く。

【出席者】　利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者、市町村の担当者等

【開催頻度】 概ね1年に1回以上

・会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。（概ね1年に1回以上）

・上記の報告、要望、助言等についての記録を作成し、公表する。

※令和6年度から努力義務化。令和7年度から義務化。

※参考「地域連携推進会議」の手引き

≪施設入所支援≫≪共同生活援助≫

≪医療機関との連携強化等≫

→第二種協定指定医療機関との間で、
新興感染症の発生時等の対応を取り決めることを努力義務化。

→協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合、
新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務化。

【参考】
第二種協定指定医療機関
→岐阜県のホームページで検索できます。（「岐阜県　医療措置協定」で検索）
（医療措置協定を締結した医療機関の一覧）
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/326175.html

≪共同生活援助≫

≪食材料費の取扱い≫

- 解釈通知（利用者負担額等の受領）に新設されました。

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、

結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に**残額が生じた場合**には、

精算して利用者に当該残額を返還することや、

当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、

適正に取り扱う必要がある。

また、食材料費の額やサービスの内容については、**サービス利用開始時及びその変更時において**利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。

≪訓練系サービス≫

≪自立訓練（機能訓練）≫

【運営基準の見直し】

✓ リハビリテーション職の配置基準の見直し

→人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に

言語聴覚士を加える。

≪就労系サービス≫

≪就労移行支援≫

【利用定員規模の見直し】

≪見直し前≫

就労移行支援事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

≪見直し後≫

就労移行支援事業所は、**10人以上**の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

≪就労継続支援B型≫

≪工賃について≫

- 工賃は生産活動の利益（売上－経費）から支払います。
- 原則として**給付費から工賃を支払うことはできません**。

≪運営基準条例より（抜粋）≫

(賃金及び工賃)

第181条　指定就労継続支援A型事業者は、第179条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

6　賃金及び第3項に規定する**工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。**ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(準用)　（一部省略しています。）

第191条　**第181条第6項の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する**。この場合において、第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第190条第1項の工賃」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

≪就労系サービスにおける横断的な改定事項≫

基礎的研修開始に伴う対応　（就労移行支援・就労定着支援）

→就労支援員（就労移行支援）・就労定着支援員（就労定着支援）は、

基礎的研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施）の

受講を必須とする。

（※**令和9年度までは経過措置**として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱う。）

就労系サービスを一時的に利用する場合の評価

一般就労中の障害者が一時的に利用する場合
①就労継続支援A型のスコア評価項目における平均労働時間
②就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額

→当該障害者の労働時間と、工賃を計算から除くこととする。

≪就労系サービスにおける横断的な改定事項≫

休職期間中に就労系サービス等を利用する際の対応
（就労移行支援・就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練）

→一般就労中の障害者が休職中に就労系サービスを利用する際、

当該求職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の

現行の利用条件や、

復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で

周知するとともに、**支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の**

提出を求めることとする。

施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し

→毎月の**提出は不要ですが、事業所で作成・保管**をしてください。
（利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には、確認をさせていただきます。）